

(環境確保条例第118条の2 参考様式)

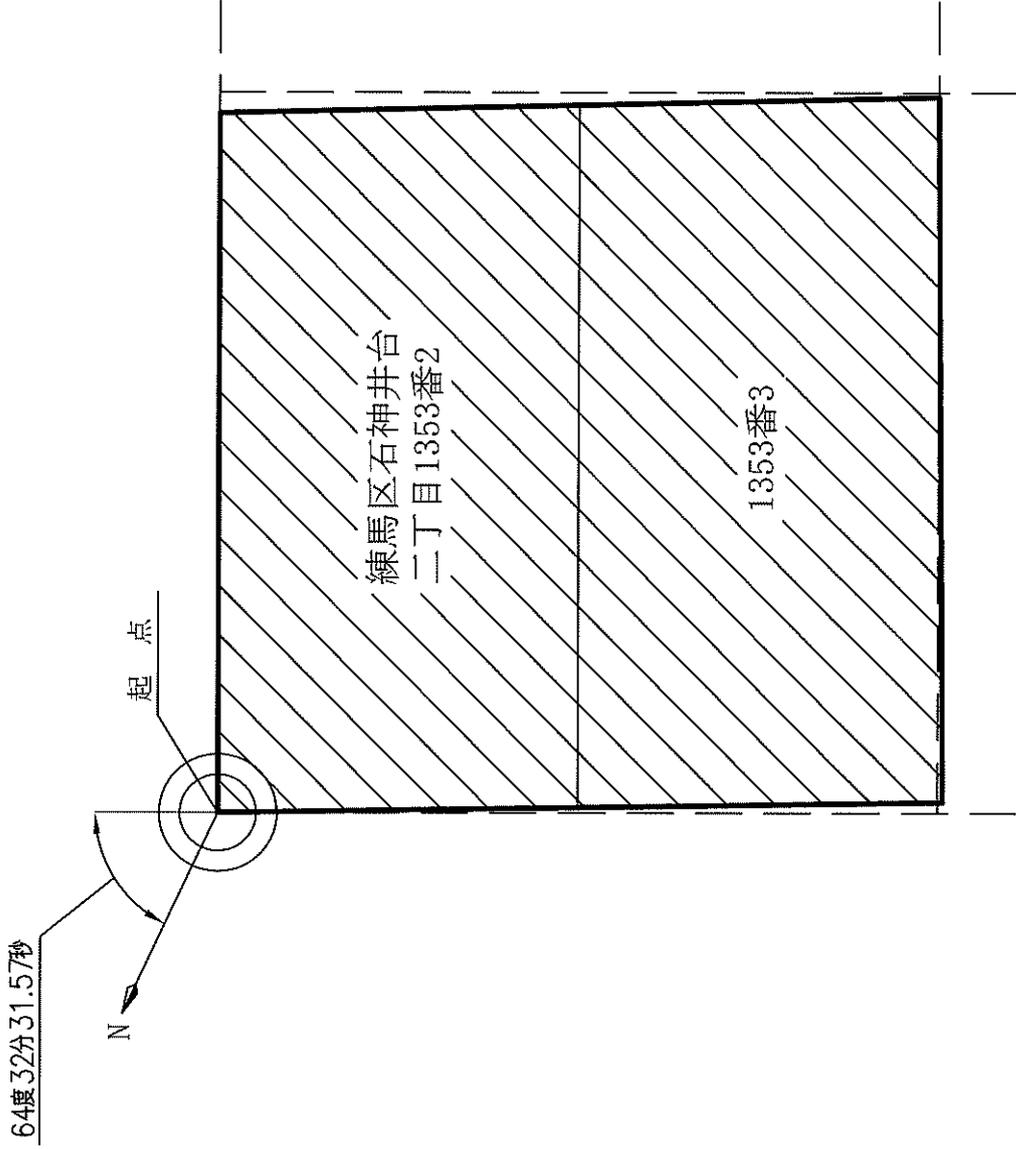
土壤汚染情報公開台帳 (基準不適合台帳)

(事業場No. ST-342-005)

整理番号	120-0010	調製年月日・契機	令和6年8月14日		第116条第1項第1号
所在地	練馬区石神井台二丁目1353番2および同番3 (地番)		練馬区石神井台二丁目5番11号		(住居表示)
訂正年月日・契機	令和7年4月18日・第116条第4項、令和7年7月30日・第116条第8項				
工場又は指定作業場の名称 (土地の変更に係る事業の名称)	クリーニングながぬま (令和元年6月30日廃止)	面積	98.00 m ² (基準不適合範囲)	98.00 m ² (調査範囲)	
汚染状況調査の方法に関する特記事項					
当該土地において講じられた健康被害の防止又は周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容		土壤汚染の除去 (原位置浄化)			
当該土地に条例第122条第1項第2号の土壤がある場合は、その旨 (汚染の原因が水面埋立材に由来する場合は、その旨)					
当該土地が規則第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨					
当該土地が規則第55条第3項に該当する場合は、その旨					
当該土地が土壤汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨		形質変更時要届出区域 (指-1531号) ※ 詳細は、東京都環境局の「土壤汚染情報の公開」サイトでご確認ください。			
備考		令和7年5月22日対策工事完了 (地下水モニタリング調査中)、令和7年7月30日面積修正 (実測値)			
土壤の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者
	令和6年8月2日	テトラクロロエチレン	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		イズミ環境サービス(株)
	令和6年8月2日	トリクロロエチレン	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		イズミ環境サービス(株)
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		

地下水の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類		適合又は適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者
	令和6年8月2日	テトラクロロエチレン		適合 地下水基準 ・第二地下水基準		イズミ環境サービス(株)
				適合・地下水基準・第二地下水基準		
地下水の汚染状況 (対象地境界)	令和6年8月2日	テトラクロロエチレン		適合 地下水基準 ・第二地下水基準		イズミ環境サービス(株)
				適合・地下水基準・第二地下水基準		
土地の措置 又は改変状況 (自然由来等 土壌にあって は、搬出及び 処理の状況)	届出(着手)時期	完了時期	土地の措置又は改変の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
	令和7年3月26日 (令和7年4月14日)	令和9年8月31日予定	土壌汚染の除去(原位置浄化)	個人	有・ 無	
		※ 地下水モニタリング中			有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	

別 図



【凡例】

- — : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- ▨ : 要対策区域

【起点】

起点は、練馬区石神井台二丁目1353番2の最北端とする。

【格子の回転角度(64度32分31.57秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

(法、条例共通)

土壌汚染状況調査結果報告シート

技術管理者確認欄

野崎 周一

1. 調査概要			
調査対象地	住居表示	練馬区 石神井台二丁目5番11号	対象位置図
	地番	練馬区 石神井台二丁目1353番2、1353番3	
	今回報告範囲 ※全体の調査対象地に対し、分割して報告する場合		
用途地域	第1種住居地域		対象位置図
今回調査対象地面積	97.80 m ²		図-2
深度限定の有無	無		図-2
指定調査機関名	イズミ環境サービス株式会社		
指定調査機関の指定番号	環2020-3-0012		
技術管理者名	野崎 周一		
技術管理者証の交付番号	第0000029号		
準拠法令等	<ul style="list-style-type: none">● 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)● 同法施行令(平成14年政令第336号)、同法施行規則(平成14年環境省令第29号)● 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(最新版 環境省水・大気環境局土壌環境課)● 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)● 東京都土壌汚染対策指針(平成31年4月1日施行)		

2. 地歴調査結果概要(調査対象地の土壌汚染のおそれの把握)			
有害物質取扱事業場の設置履歴	有		
	昭和40年10月頃～令和1年6月頃までクリーニングながぬまが立地していた		
特定有害物質の使用状況とその形	ドライクリーニング作業でテトラクロロエチレンを使用していた。		
地表の高さの変更(盛土、埋土等)の経緯	無		
既往調査・対策の経緯	無		
その他の経緯	無		
汚染のおそれとその由来	●	人為由来による汚染のおそれがある(おそれを否定できない) 自然由来による汚染のおそれがある 水面埋立て用材料による汚染のおそれがある	図-2
試料採取等対象物質の種類とその理由	テトラクロロエチレン	溶剤として使用していた	
	トリクロロエチレン	分解生成物	
	1,1-ジクロロエチレン	分解生成物	
	1,2-ジクロロエチレン	分解生成物	
	クロロエチレン	分解生成物	
備考			

土壌汚染のおそれの区分の分類(平面)	土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地	クリーニングながぬまが立地していた敷地範囲全体		図-2	
	土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地				
	土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地				
汚染のおそれが生じた場所の位置(断面)	現地表面の汚染のおそれの有無とその理由	有	地下配管等は確認できなかったため、ドライ機を設置していた現地表面が汚染のおそれが発生した場所。		図-2
	現在の地表より深い位置の汚染のおそれの有無とその理由及び深度				

3. 調査方法				
3-1. 土壌調査方法				
※調査地点位置図を 図-5 に示す。				
現地試料採取期間	ガス採取	令和4年3月11日		
	土壌採取	令和6年6月19日		
室内分析期間	令和4年3月12日～令和4年3月15日・令和6年6月21日～6月25日			
試料採取等対象物質と試料採取を行う区画の選定	全部対象区画	クリーニングながぬまが立地していた敷地範囲を全部対象区画とした		図-2
	一部対象区画			
第一種特定有害物質の土壌ガス採取方法	全部対象区画	全部対象区画は単位区画毎に、土壌汚染のおそれが多いと認められる部分で現地地表から0.8～1mの深度の地中において土壌ガスを採取した。		図-3
	一部対象区画			
	一部対象区画において土壌ガスが検出された30m格子			
	トラベルブランク試験の有無	有		
値の補正の有無	無	濃度の増減は±		
第一種特定有害物質のボーリングによる試料採取方法	土壌ガスが検出されたことから、深度10mまでのボーリング調査を実施した。表層、GL-0.5m、GL-1.0mからGL-10.0mまでの各深度1.0m深度毎の土壌試料を採取した。		図-5	
	帯水層底面が確認された深度	確認されなかった。 m		
第二種、第三種特定有害物質の試料採取方法	全部対象区画			
	一部対象区画			
3-2. 地下水調査方法				
※調査地点位置図を 図-5 に示す。				
現地試料採取期間	代表地点	令和6年6月19日		
	対象地境界	代表地点と同一		
室内分析期間	代表地点	令和6年6月21日～令和6年6月25日		

	対象地境界	代表地点と同一	
代表地点	地下水採取等対象物質と地下水採取を行う位置の選定(平面)	土壌ガス調査にてテトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレンが検出された代表地点(1区画)で採取した。対象物質は検出されたテトラクロロエチレンと分解生成物であるトリクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、クロロエチレンの5物質とした。	
	地下水採取等対象物質と地下水採取を行う深さの選定(断面)	地下水調査地点において、事前に孔内の水をくみ出し、新鮮な水を呼び込み水位が回復した時点で採水を行った。採取深度に関しては孔内水位が確認された位置1m上端から10mまでストレーナーを設置し、採水を行った。10m以浅に帯水層の底面は確認されなかったが、近隣柱状図及び深度4mで土壤汚染が止まっている為、地下水調査結果に関しては正當に評価できると判断した。	
対象地境界	地下水採取等対象物質と地下水採取を行う位置の選定(平面)	代表地点と同一	
	地下水採取等対象物質と地下水採取を行う深さの選定(断面)	代表地点と同一	
地下水試料採取方法		ガイドラインAppendix-7.地下水試料採取方法に示される方法で実施した。なお、土壤調査で基準不適合となった以下の物質について、地下水調査を実施した。	

4. 調査結果概要

※1 調査結果一覧表を 表-3・表-5・表-7 に示す。

※2 調査結果総括図を 図-2・図-4 に示す。

試料採取日	ガス採取	令和4年3月11日	
	土壌採取	令和6年6月19日	
	地下水	代表地点	令和6年6月19日
		対象地境界	代表地点と同一

分類	調査対象物質	土壌ガス					土壌ガス(地下水)				
		基準 (ppm) *	調査 区画数	最大 濃度 (ppm)	ガス 検出 地点数	試料 採取等 の省略	基準 (mg/l)	調査 区画数	測定 結果 (mg/l)	基準 超過 地点数	試料 採取等 の省略
(揮発性有機化合物) 第一種特定有害物質	トリクロロエチレン	0.1	1	0.6	0	無	0.01				
	テトラクロロエチレン	0.1	1	19	1	無	0.01				
	ジクロロメタン	0.1					0.02				
	クロロエチレン	0.1	1	不検出	0	無	0.002				
	四塩化炭素	0.1					0.002				
	1, 2-ジクロロエタン	0.1					0.004				
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1	1	不検出	0	無	0.1				
	1, 2-ジクロロエチレン	0.1	1	1.2	0	無	0.04				
	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.1					1				
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.1					0.006				
	1, 3-ジクロロプロペン	0.1					0.002				
	ベンゼン	0.05					0.01				

分類	調査対象物質	基準 (mg/l) *	溶出量調査				代表地点における地下水調査				対象地境界における地下水調査						
			調査 区画数	最深 調査 深度 (m)注1	最大 濃度 (mg/l)	最大 汚染 深度 (m)注1	基準 超過 地点数	試料 採取等 の省略	調査 区画数	最大 濃度 (mg/l)	基準 超過 地点数	試料 採取等 の省略	調査 区画数	最大 濃度 (mg/l)	基準 超過 地点数	試料 採取等 の省略	
(揮発性有機化合物) 第一種特定有害物質	トリクロロエチレン	0.01	1	10.00	0.1	3.00	1	無	1	0.0005	0	無	1	0.0005	0	無	
	テトラクロロエチレン	0.01	1	10.00	0.8	4.00	1	無	1	0.011	1	無	1	0.011	1	無	
	ジクロロメタン	0.02															
	クロロエチレン	0.002	1	10.00	不検出		0	無	1	不検出	0	無	1	不検出	0	無	
	四塩化炭素	0.002															
	1, 2-ジクロロエタン	0.004															
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1	1	10.00	不検出		0	無	1	不検出	0	無	1	不検出	0	無	
	1, 2-ジクロロエチレン	0.04	1	10.00	0.01	4.00	0	無	1	不検出	0	無	1	不検出	0	無	
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1															
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006															
	1, 3-ジクロロプロペン	0.002															
	ベンゼン	0.01															
	(特定有害物質) 第二種 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.003														
シアン化合物		0.1															
鉛及びその化合物		0.01															
六価クロム化合物		0.05															
砒素及びその化合物		0.01															
水銀及びその化合物		0.0005															
セレン及びその化合物		0.01															
ほう素及びその化合物		1															
(特定有害物質) 第三種 (農薬等)	ふっ素及びその化合物	0.8															
	有機燐化合物	0.1															
	ポリ塩化ビフェニル	0.0005															
	チウラム	0.006															
	シマジン	0.003															
チオベンカルブ	0.02																

*基準欄の斜字:の基準は、「不検出」を示す。

分類	調査対象物質	含有量調査						
		基準 (mg/kg)	調査 区画数	最深 調査 深度(m)	最大 濃度 (mg/kg)	最大 汚染 深度 (m)	基準 超過 地点数	試料 採取等 の省略
(特定有害物質) 第二種 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	45						
	シアン化合物	50						
	鉛及びその化合物	150						
	六価クロム化合物	250						
	砒素及びその化合物	150						
	水銀及びその化合物	15						
	セレン及びその化合物	150						
	ほう素及びその化合物	4000						
ふっ素及びその化合物	4000							
基準不適合範囲の面積 ^{注2} (m ²)		97.80						

汚染原因	溶剤補充時にこぼした可能性がある。	
備考	土壌汚染の存在するおそれが多いと認められる範囲	1区画
	土壌汚染の存在するおそれが少ないと認められる範囲	
	基準不適合範囲の地番	練馬区石神井台二丁目1353番2、1353番3
	濃度範囲の数値の着色は基準不適合又は第二溶出量基準不適合であることを示す。	

- 区画数は、調査対象地内の単位区画(10mメッシュ)の合計数を記載ください。
 - ① 30mメッシュの調査(一部調査対象区画の調査)を行った範囲については9区画、自然由来特例調査を行った範囲についてはその間の対象区画数として計算してください。
 - ② 第一種特定有害物質の溶出量調査で代表地点でボーリングを行った場合は、ガス検出範囲を含めた区画数で計算してください。
 - ③ 統合された区画は1区画と数えてください。
 - ④ 土壤汚染の存在するおそれがないと認められる範囲の区画数は含めないでください。
 - ⑤ 全体の調査範囲に対し、分割して報告書を作成している場合、原則、当報告書で報告する範囲の区画数でまとめてください。

- 注) 1 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の詳細調査の結果を報告する場合は、Ⅲ-11を参考にして作成してください。なお、詳細調査結果は、法に基づく調査の場合は第7条第1項又は第12条第1項、条例に基づく調査の場合は第117条第3項の届出で報告してもかまいません。(第一種特定有害物質の深度調査については、Ⅲ-9に記入してください。)

- 注) 2 土壤ガス等を検出しボーリング調査を実施した場合には、ボーリング調査結果も踏まえて基準不適合範囲の面積を記入してください。

1. 調査概要

1-1 調査件名

練馬区石神井台二丁目丁目敷地における土壌汚染状況調査

1-2 調査対象地

調査対象地は以下とし、図 1-1 調査対象地位置図に示す。

調査対象地

住居表示：東京都練馬区石神井台二丁目 5 番 11 号

対象地面積：97.8 m²（提供資料より）



出典：国土地理院（電子国土 Web）加工

図 1-1 調査対象地位置図

1-3 調査目的

本調査は、土壌汚染対策法第 3 条第 1 項及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下、環境確保条例）第 116 条の規定により、土壌汚染の有無を把握することを目的とした。

4. 土壌ガス調査結果（既往調査）

土壌ガス調査の結果、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレンがそれぞれ検出された。

その結果を、下記の図-2、表-3に纏める

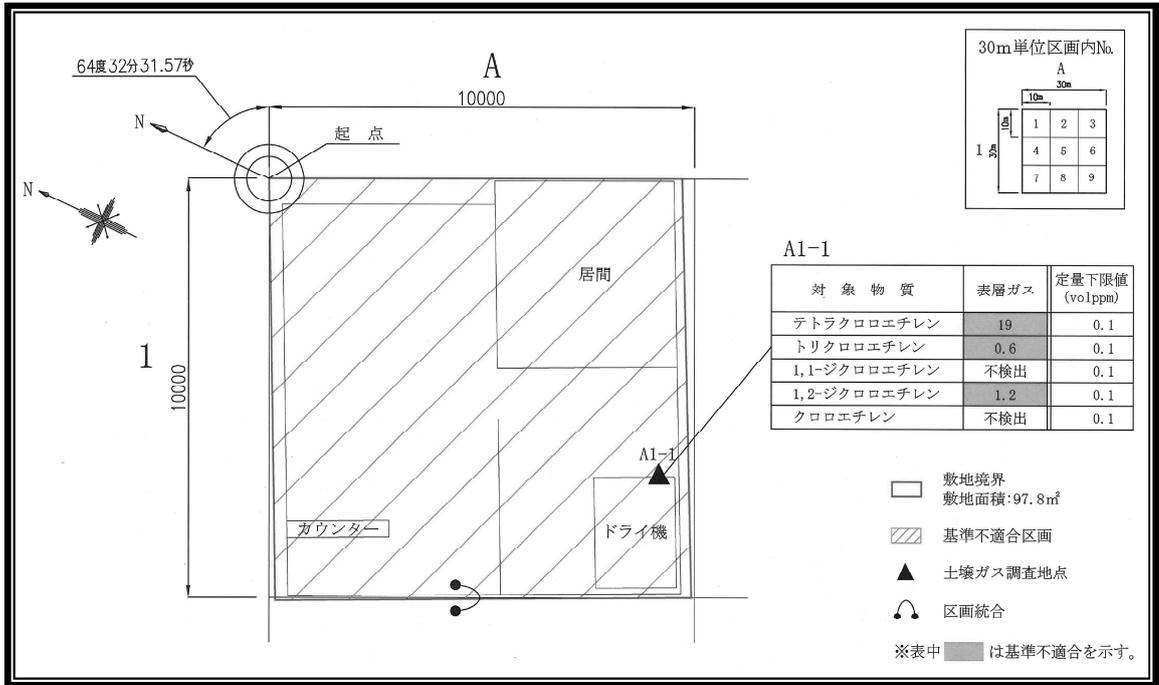


図-2 既往調査結果図（土壌ガス）

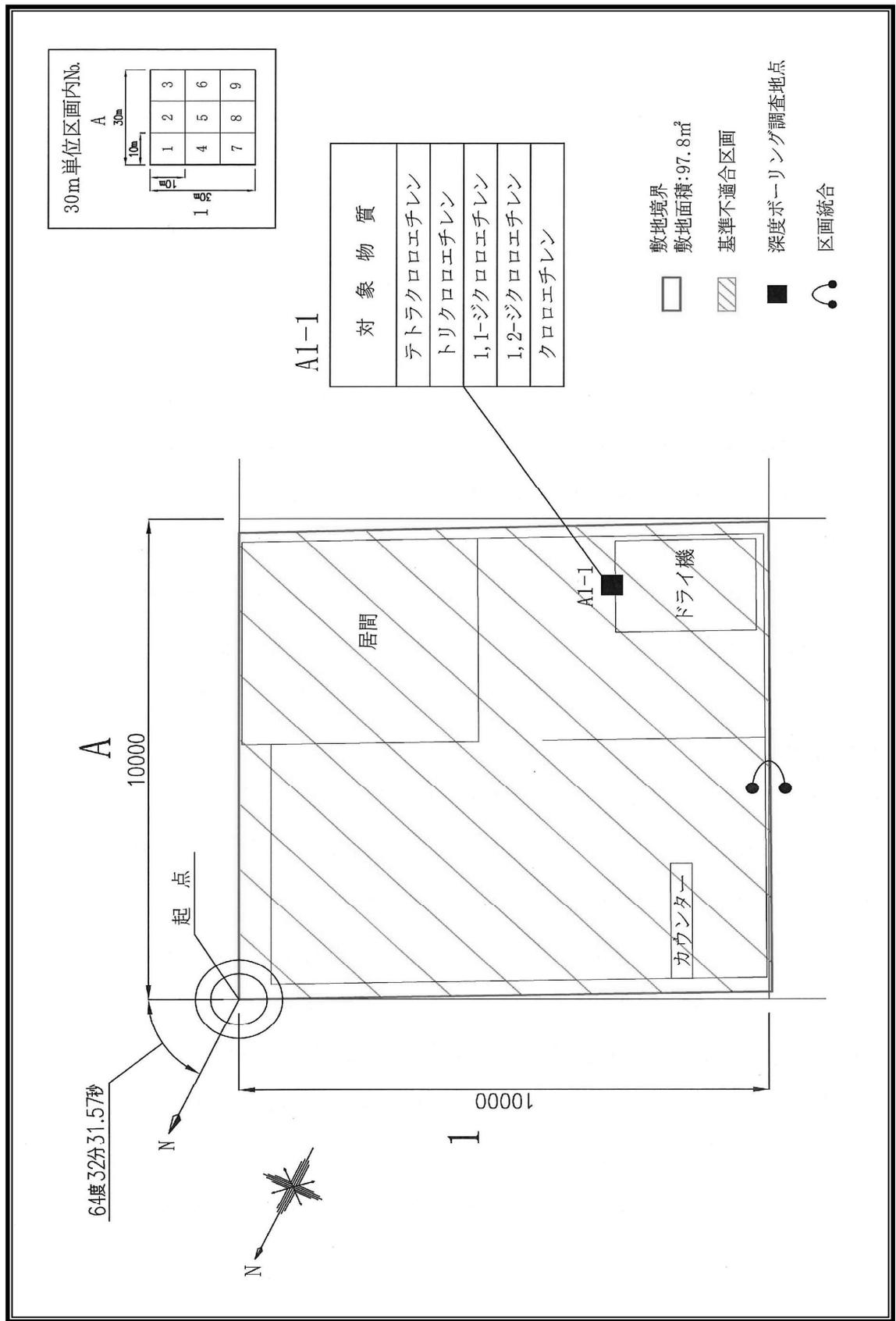
表-3 土壌ガス調査結果一覧表（既往調査）

表 5-1 第一種特定有害物質 分析結果 単位：volppm

調査地点 項目	A1-1	定量 下限値
1, 1-ジクロロエチレン	不検出	0.1
1, 2-ジクロロエチレン	1.2	0.1
テトラクロロエチレン	19	0.1
トリクロロエチレン	0.6	0.1
クロロエチレン	不検出	0.1

※「数字」は土壌ガスが検出されたことを示す。
 ※「不検出」は定量下限値未満を示す。

※既往調査報告書抜粋



図一3 深度ボーリング・地下水調査地点図

9) 調査結果

深度ボーリング調査の結果について下記の表-5 及び 13 ページ図-4 にまとめる
別冊資料-3 内 計量証明書参照

表-5 深度ボーリング調査結果表 (mg/L)

調査地点		A1-1 (KBM-0.05m)				
調査項目		テトラクロロ エチレン	トリクロロ エチレン	1,1-ジクロロ エチレン	1,2-ジクロロ エチレン	クロロ エチレン
調査深度	GL (m)	—	—	—	—	—
表層	KBM-0.05m ~ KBM-0.10m	0.027	0.0002	不検出	不検出	不検出
GL-0.5m	KBM-0.55m	0.80	0.10	不検出	0.010	不検出
GL-1.0m	KBM-1.05m	0.038	0.0007	不検出	0.0003	不検出
GL-2.0m	KBM-2.05m	0.70	0.0069	不検出	0.0007	不検出
GL-3.0m	KBM-3.05m	0.22	0.015	不検出	0.0037	不検出
GL-4.0m	KBM-4.05m	0.063	0.0052	不検出	0.0010	不検出
GL-5.0m	KBM-5.05m	0.0005	不検出	不検出	不検出	不検出
GL-6.0m	KBM-6.05m	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
GL-7.0m	KBM-7.05m	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
GL-8.0m	KBM-8.05m	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
GL-9.0m	KBM-9.05m	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
GL-10.0m	KBM-10.05m	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
基準値		0.01 (mg/L)	0.01 (mg/L)	0.1 (mg/L)	0.04 (mg/L)	0.002 (mg/L)
第二溶出量基準値		0.1 (mg/L)	0.1 (mg/L)	1.0 (mg/L)	0.4 (mg/L)	0.02 (mg/L)
試料採取日	令和6年6月19日					

※表記中の — (青線)は、地下水位を示す(GL-4.10m)

※赤字は溶出量基準超過を示す

※赤字は第二溶出量基準を示す

3) 試料採取方法

地下水位及び周辺柱状図から、最初の帯水層が存在すると考えられる範囲、孔内水位が GL-4.1m で確認されたため、GL-3.0m から GL-10.0m までスクリーンを設置し、事前に孔内の水をくみ出し新鮮な水を呼び込み水位が回復した時点で採水を行った。

4) 対象物質

テトラクロロエチレン及びその分解生成物であるトリクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、クロロエチレンの5物質とした。

5) 分析方法

土壤汚染対策法施行規則第6条第3項第4号に基づく環境省告示第17号(平成15年3月)による測定方法

6) 試料採取日 令和6年6月19日

7) 分析期間 令和6年6月21日～令和6年6月25日

8) 調査結果

地下水調査の結果、テトラクロロエチレンの基準値超過が確認された。
地下水調査の結果について、下記の表-7及び13ページの図-4にまとめる。
別冊資料-3内 地下水計量証明書参照

表-7 地下水調査結果一覧表 (mg/L)

調査項目 調査区画	テトラクロロ エチレン	トリクロロ エチレン	1,1-ジクロ ロエチレン	1,2-ジクロロ エチレン	クロロ エチレン	孔内水位
A1	0.011	0.0005	不検出	不検出	不検出	GL-4.10m
基準値	0.01(mg/L)	0.01(mg/L)	0.1(mg/L)	0.04(mg/L)	0.002(mg/L)	
※試料採取日	令和6年6月19日					

赤字は基準値超過を示す

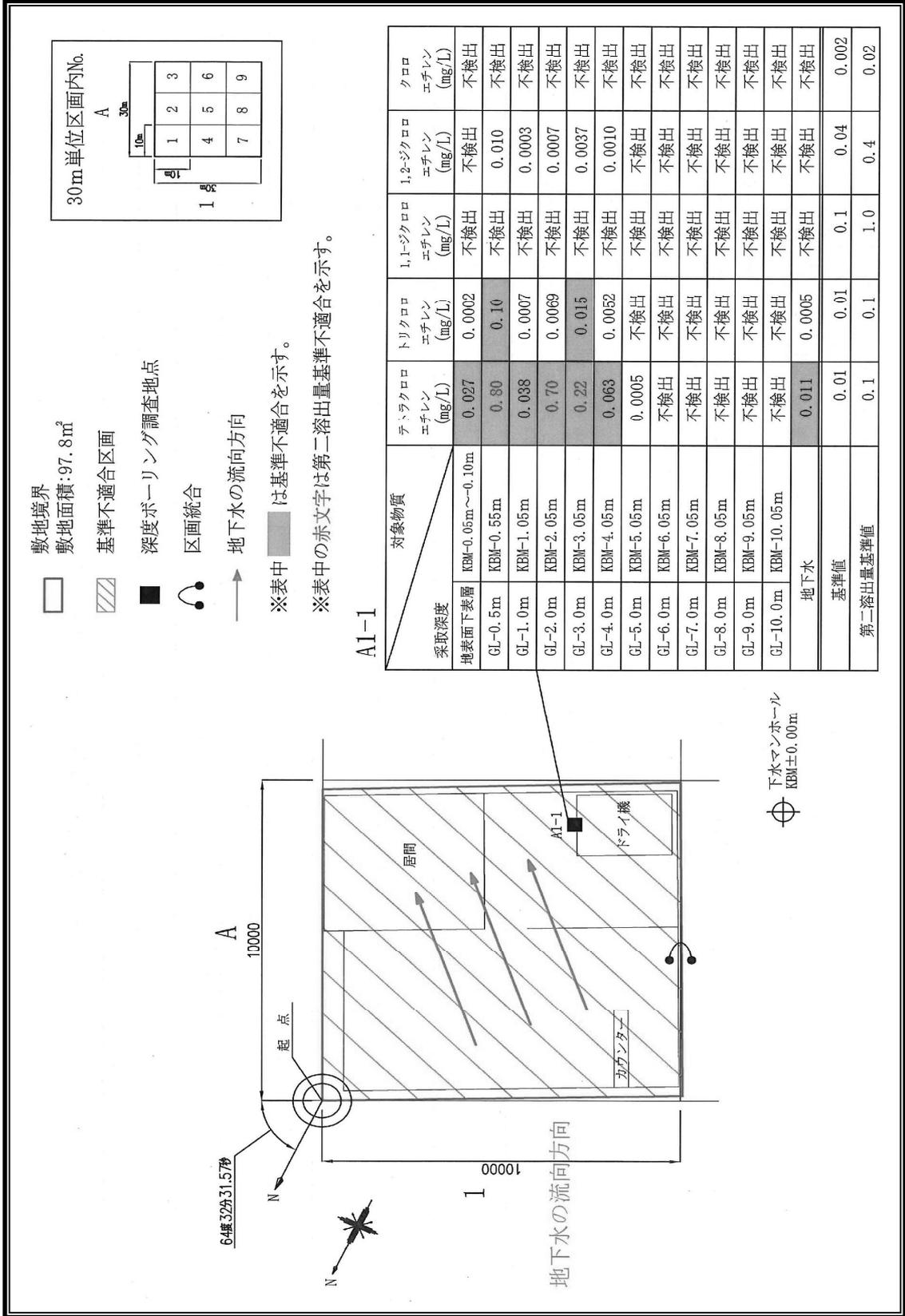


図-4 深度ボーリング・地下水調査結果図

汚染拡散防止確認シート
 (法12条、土壤地下水汚染対策計画書、汚染拡散防止計画書(要対策区域を除く)届出用)

※該当する項目にリストより「●」を選択してください。

報告項目	回答欄	
措置の実施の有無	有	※表層に含有量基準超過土壤を恒久的に残置する場合には、 以下より「舗装」、「立入禁止」、「盛土」のいずれかの措置を選択してください。
措置の種類 ※「措置の実施の有無」が「有」の場合	地下水の水質の測定(地下水汚染無し)	不溶化(原位置不溶化)
	地下水の水質の測定(地下水汚染有り)	不溶化(不溶化埋め戻し)
	原位置封じ込め	舗装(アスファルト舗装)
	遮水工封じ込め	舗装(コンクリート舗装)
	地下水汚染拡大の防止(揚水施設)	その他(ブロック舗装等)
	地下水汚染拡大の防止(透過性地下水浄化壁)	立入禁止
	土壤汚染の除去(掘削除去)	土壤入換え(区域外)
	● 土壤汚染の除去(原位置浄化)	土壤入換え(区域内)
	遮断工封じ込め	盛土
指定解除に向けた措置の実施の有無	有(全部解除)	※有の場合は、「指定解除等における完了時の確認事項」のチェックを必ず実施してください。 ※無の場合であっても、「措置の種類」で”舗装”、”立入禁止”、”盛土”を選択した場合は、「指定解除を伴わない完了時の確認事項」のチェックを必ず実施してください。
条例の届出の有無	有(条例のみの届出)	
対策(拡散防止方法等)の選択理由 ※条例の届出の有無が「有」の場合選択	地下水汚染は生じていないため、法令で講ずべき措置とされている、最も環境・経済・社会への負荷が小さい地下水測定を選択した	
	基準不適合土壤の全量掘削除去と比較して、必要最低限の掘削と舗装を組み合わせる方法が、環境・経済・社会への負荷が軽減するため	
	根切り工事を行う範囲のみ掘削除去し、基準不適合土壤の搬出・処理量を削減することで、環境・経済・社会への負荷が軽減するため	
	自然由来による基準不適合土壤を敷地内で盛土として使用し、基準不適合土壤の搬出・処理量を削減することで、環境・経済・社会への負荷が軽減するため	
	根切り工事で発生した基準不適合土壤は、敷地内で盛土や埋土として使用し、基準不適合土壤の搬出・処理量を削減することで、環境・経済・社会への負荷が軽減するため	
	基準不適合土壤が地下水面より浅い深度に分布していることから、土壤ガス吸引による原位置での浄化対策を行うことで、環境・経済・社会への負荷が軽減するため	
	基準不適合土壤が地下水面より深い深度に分布し、地下水基準の不適合も確認されていることから、地下水揚水による原位置での浄化対策を行うことで、環境・経済・社会への負荷が軽減するため	
	● その他(備考欄に詳細を記入すること)	
備考	基準不適合土壤が地下水に触れているため、浸出水等の発生のしない原位置での攪拌混合を行うことで環境・経済・社会への負担が軽減するため	
詳細調査等の結果報告の有無	無	※有の場合は、指定調査機関確認書及び結果報告シートを添付してください。

報告項目		回答欄	
土地の形質の変更の施行方法に関する基準（法施行規則第53条）	溶出量基準に適合しない土壌が帯水層に接する場合、汚染の拡大を防止するために必要な措置（第53条第1項）	工種	添付書類、図番号
		含有量基準超過のため非該当	
	掘削深度は、地下水位より上方（1m以上）である。		
	掘削深度は、地下水位より上方であるが、その差が1m未満であるため、地下水が確認された場合は以下（①～⑦から選択）の対策を講じる。		
	● 帯水層に触れるため、以下（①～⑦から選択）の対策を講じる。		
①	観測井戸を設置し、釜場排水により地下水位の管理及び地下水の水質の監視を行う。		
②	● 観測井戸を設置し、揚水井戸により地下水位の管理及び地下水の水質の監視を行う。	原位置浄化	図-8
③	観測井戸を設置し、地下水位の管理を行う。（埋立地管理区域の場合）		
④	観測井戸を設置し、地下水の水質の監視を行う。（埋立地管理区域の場合）		
⑤	準不透水層の深さまで遮水壁（鋼矢板、ケーシング等）を設置する。		
⑥	第二帯水層以深を掘削するため、第一帯水層直下の準不透水層まで遮水壁を設置し、かつ下位帯水層への汚染拡散防止措置を講じ、施工終了時に準不透水層の回復を行う。		
⑦	その他（備考欄に詳細を記入すること）		
	● 観測井戸設置のため、Appendix-7に従い施工を行う。	原位置浄化	図-8
	解除手続き中、または掘削除去後の2年間地下水モニタリング中		
	● その他（備考欄に詳細を記入すること）		
	備考 原位置浄化（薬剤注入攪拌処理）		
基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散を防止するための措置（第53条第2項）及び周辺環境保全対策		工種	添付書類、図番号
			巻末試料-1
	● お知らせ看板		
	● 仮囲いの設置		
	● 散水		
	● シート養生		
	● 敷鉄板		
	コンテナ（内袋付）やフレコンバック（内袋付）を使用した汚染土壌運搬		
	防塵用フェンス・ネットの設置		
	負圧テントの設置、排ガス処理		
	● 粉塵又は有害物質濃度等の周辺環境の監視（大気モニタリング）		
	搬出車両の洗浄		
	排水処理施設の設置、排水分析		
	運搬時の被覆（シート被覆等）		
	運搬時の積載状況の随時確認		
	● 低騒音、低振動の機械の使用		
	● 作業員の衛生管理（靴の洗浄等）		
	その他（備考欄に詳細を記入すること）		
	備考		

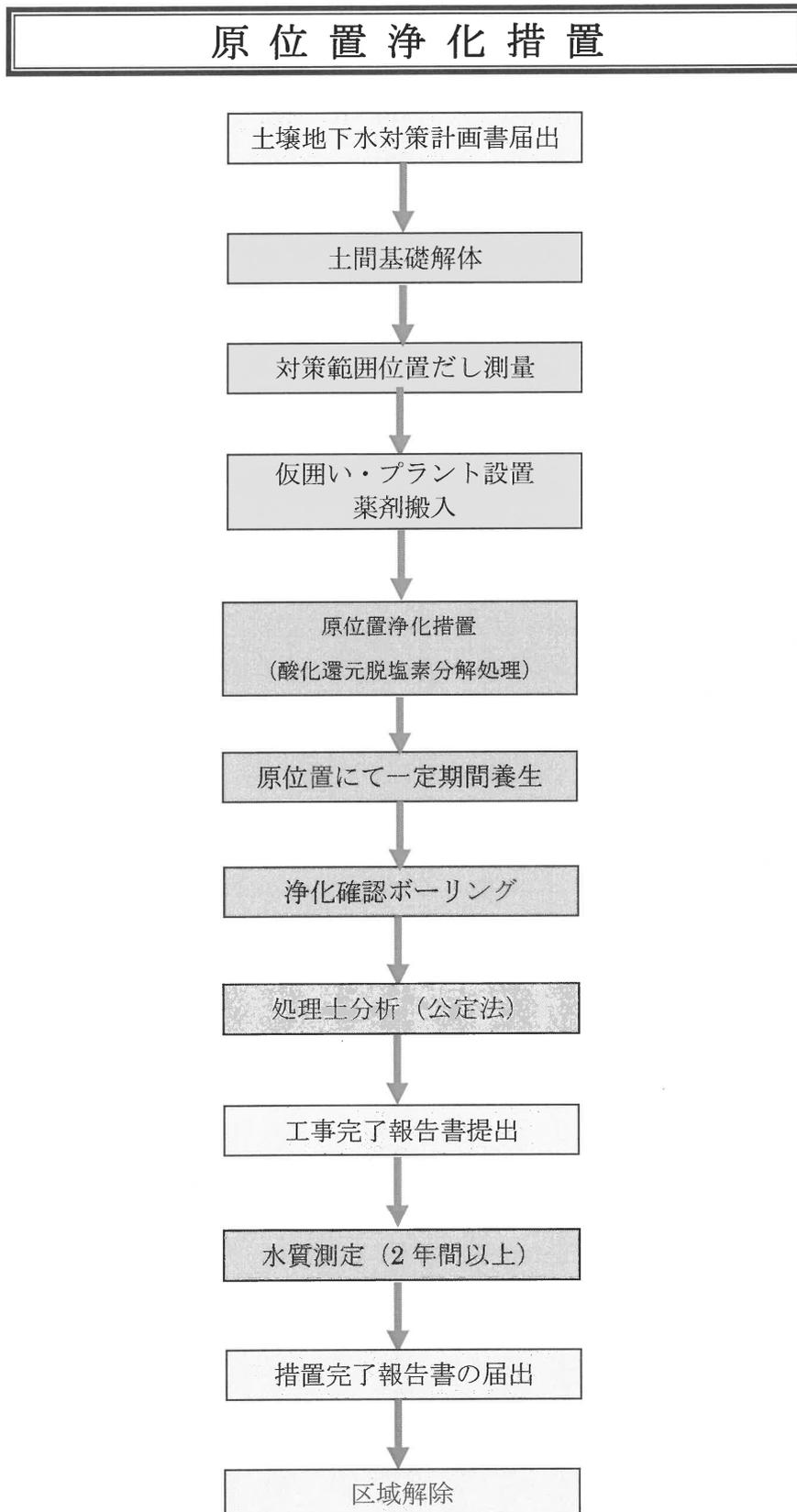
報告項目		回答欄			
土地の形質の変更の施行方法に関する基準（法施行規則第53条）	飛び地間移動の実施の有無	無 ※法12条の届出に限り選択してください			
	飛び地間移動により、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにする措置（第53条第3項） ※飛び地間移動を行う場合のみ	散水	工種	添付書類、図番号	
		シート被覆			
		汚染状態の管理			
		溶出量基準不適合の土壌は地下水水位以深の埋戻しには利用しない			
		含有量基準不適合土壌を盛土するため、別途対策を行う			
		その他（備考欄に詳細を記入すること）			
		備考			
	土地の形質の変更後、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにする措置（第53条第4項）	※形質変更終了後、当該土地の基準不適合土壌が飛散流出しないようにしてください		工種	添付書類、図番号
		舗装（アスファルト3cm以上又はコンクリート10cm以上）		/	
盛土（50cm以上）					
立入禁止（囲い、被覆、立札）					
基準適合土による埋戻し（50cm以上）					
● 全量除去済み			図-9		
表層に残置された土壌は溶出量基準超過であるため、飛散防止措置を講ずる。					
● その他（備考欄に詳細を記入すること） 備考 原位置浄化（薬剤注入攪拌処理）					
土壌搬出の有無	無 ※条例のみの届出の場合には別途汚染土壌搬出シートを添付してください。				
搬出先 ※「土壌搬出の有無」が「有」の場合 ※区域間移動と飛び地間移動は法12条の届出の場合に選択できます。	汚染土壌処理施設（移動先：		）		
	区域間移動（移動先：		）		
	飛び地間移動（移動先：		）		
	その他（備考欄に詳細を記入すること） 備考				
汚染土壌処理方法 ※「搬出先」が「汚染土壌処理施設」の場合	浄化等処理施設（浄化）	セメント製造施設			
	浄化等処理施設（融解）	埋立処理施設			
	浄化等処理施設（不溶化）	分別等処理施設			
	自然由来等土壌利用施設（自然由来等土壌構造物利用施設）				
	自然由来等土壌利用施設（自然由来等土壌海面埋立施設）				

報告項目	回答欄	
埋戻し土壌の品質管理		添付書類、図番号等
	掘削土の仮置き・埋戻し (地下水位以深への埋め戻しは、溶出量基準適合土壌のみ可)	
	同一契機での土壌調査(当該区域において指定を受けるに至った土壌汚染状況調査)において基準適合が確認された土壌により埋め戻す。	
	区域間移動した土壌により埋め戻す(埋立地特例区域、自然由来特例区域)	
	飛び地間移動した土壌により埋め戻す	
	平成31年環境省告示第6号に基づく分析で基準適合を確認した土壌により埋め戻す。	
	同一契機の地歴調査により汚染のおそれが無いことが確認された場内土により埋め戻す	
	指定解除を伴わない完了時の確認事項 ※「指定解除に向けた措置の実施の有無」が「無」の場合に選択が望ましい ※条例単独の届出の場合、区域設定が残る場合の完了時の確認事項	該当なし(掘削を行わない場合、埋戻しをしない場合、今後予定している新築等別工事の際に埋戻しを行う場合)
その他(備考欄に詳細を記入すること)		
備考		
汚染状態の変更		
備考		
指定解除等における完了時の確認事項 ※「指定解除に向けた措置の実施の有無」が「有」の場合 ※条例単独の届出の場合、区域設定がなくなる際の完了時の確認事項	● 写真	添付書類、図番号等 20ページ
	● 検尺による出来形確認	20ページ
	● 地下水のモニタリング	13ページ
	● 土壌分析(原位置浄化時のチェックボーリング)	8ページ
	交付者による管理票の確認	
	汚染状態の変更	
	備考	
備考		

報告項目	回答欄	
条例における地下水汚染拡大防止区域に対する対策		
東京都土壌汚染対策指針に定める地下水汚染拡大防止区域の該当の有無	有	※対象地または対象地境界において第二溶出量基準超過または第二地下水基準超過があり、かつ、都条例規則第55条第3項に定める土地に該当しない場合は「有」を選択してください。
代表地点における地下水調査における地下水基準超過の有無	基準超過	※「第二地下水基準超過」の場合で措置として地下水の水質の継続監視のみを選択した場合、期間の定めがなくなります。
地下水汚染拡大防止区域における地下水基準超過の有無	基準超過	
対象地境界における地下水調査での地下水基準超過の有無		※「第二地下水基準超過」の場合、地下水の継続監視（単独での措置）は選択できません。
地下水汚染拡大防止区域に対する措置	<ul style="list-style-type: none"> 土壌汚染の除去（汚染土壌の掘削による除去） ● 土壌汚染の除去（原位置での浄化による除去） <ul style="list-style-type: none"> 一定濃度を超える土壌汚染の除去（第二溶出量を超える汚染土壌の掘削による除去） 一定濃度を超える土壌汚染の除去（第二溶出量を超える汚染土壌の原位置での浄化による除去） 一定濃度を超える土壌汚染の除去（第二地下水基準を超える地下水の浄化） 封じ込め（原位置封じ込め） 封じ込め（遮水工封じ込め） 封じ込め（遮断工封じ込め） 不溶化（原位置不溶化） 不溶化（不溶化埋戻し） 地下水汚染の拡大の防止（揚水施設による地下水汚染の拡大の防止） 地下水汚染の拡大の防止（透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止） 地下水の水質の継続監視（単独での措置） <ul style="list-style-type: none"> 測定頻度 地下水の水質の継続監視（他の措置と同時実施） <ul style="list-style-type: none"> 年間の回数 土壌入換え（区域外土壌入換え） 土壌入換え（区域内土壌入換え） その他（備考に記載する） 備考： 	
措置が適切に実施されたことの確認 ※条例単独の届出の場合、区域設定がなくなる際の完了時の確認事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 検尺等による出来高確認 ● 土壌分析（原位置浄化時のチェックボーリング） ● 交付者による管理票の確認 ● 地下水のモニタリング <ul style="list-style-type: none"> 構造物に囲まれた範囲に観測井を設け、地下水等の侵入がないことの確認 その他（備考に記入） 備考： 	
措置の完了の要件を満たすことの確認	<ul style="list-style-type: none"> ①地下水測定（1年に4回以上定期的に地下水を採取し、第二地下水地下水基準以下である状態が2年間継続継続することの確認） ②地下水測定（1回以上地下水を採取し、第二地下水基準以下であることの確認） ● ③地下水測定（汚染土壌を全量除去し、汚染土壌がなくなったことの確認として地下水モニタリングを実施） <ul style="list-style-type: none"> 上記①～③を選択した場合、地下水測定の終期に、対象地境界において地下水を採取し、第二地下水基準以下であることの確認 ④措置として地下水の水質の継続監視を選択したため、引き続き地下水継続監視を行う。 その他（備考に記入） 備考： 	
措置完了後に条例上の区域が要管理区域に設定される区画	無	区画名：
措置完了後に条例上の区域設定がなくなる区画	有	区画名： A1-1区画
備考		

4-2 原位置浄化措置の実施フロー

1) 施工フロー図



2) 施工会社：イズミ環境サービス株式会社

3) 汚染土壌の搬出先：原位置浄化工事において、汚染土壌の場外搬出は無し。

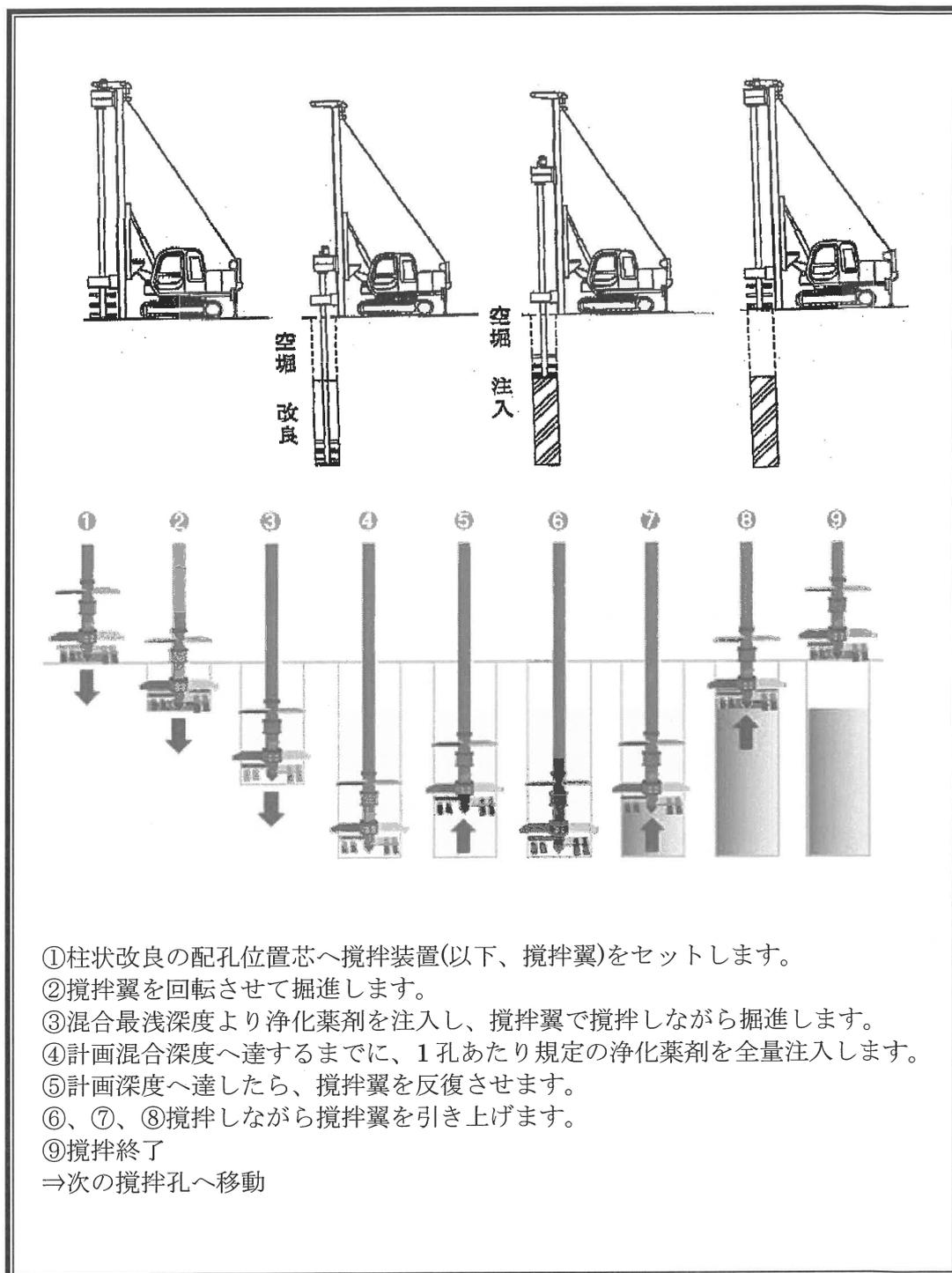


図-5 柱状噴射式攪拌混合機による施工図

4-4 措置対策後の水質測定

措置対策後の浄化確認として、対象地周辺における水位標高等により区域指定範囲内の地下水下流側と考えられる位置に観測井戸を設け、地下水を採取・測定し、地下水基準に適合した状態であることを確認する。

地下水の水質測定計画を下記の表-3 及び図-8 にまとめる。

なお、水質測定結果については1年に4回以上定期的に測定し、地下水基準に適合した状態が2年間継続していることを確認後、措置完了報告書として練馬区長へ報告する。

表-3 地下水の水質測定計画

水質測定計画項目	内 容
水質測定の対象	地下水質、地下水位
対 象 物 質	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、クロロエチレン
水質測定地点	区域指定範囲内の地下水下流側
水質測定頻度	年4回以上、2年間で8回以上
測 定 方 法	公定法
測 定 者	イズミ環境サービス株式会社
管理基準値	テトラクロロエチレン：0.01 mg/L、トリクロロエチレン：0.01 mg/L、1,2-ジクロロエチレン：0.04 mg/L、1,1-ジクロロエチレン：0.1 mg/L、クロロエチレン：0.002 mg/L

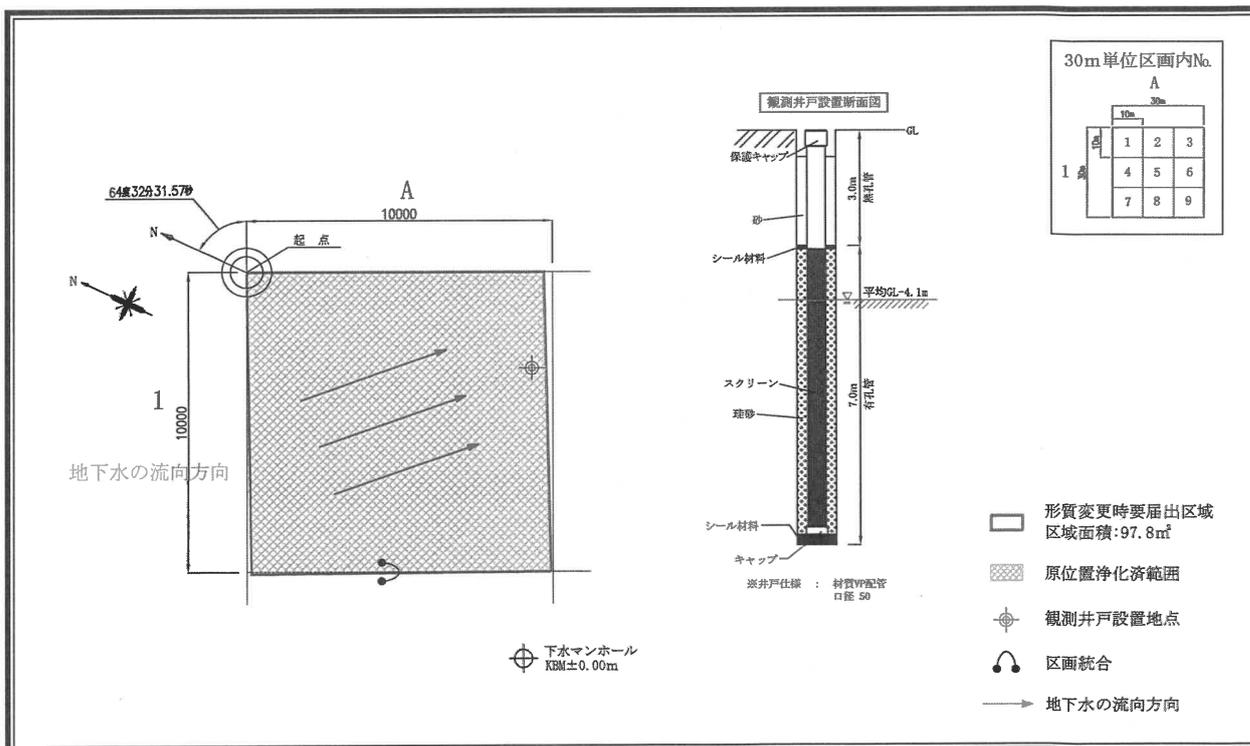


図-8 観測井戸設置平面及び断面図

相違点一覧 (工事完了報告用)

(形質変更時要届出区域における工事完了報告書、土壌地下水汚染対策完了届出書、汚染拡散防止措置完了届出書 (条例は要対策区域を除く))
 ※「計画内容」と「実施内容」を記入し、変更箇所(「変更有無」が「有」の項目)について、「変更理由」に理由を記入してください。

	計画内容	実施内容	変更有無	変更理由
対策範囲 (対策面積)	区画数 1 対策面積 97.800 m ²	区画数 1 対策面積 98.000 m ²	有	現地実測による
対策範囲 (搬出土量)	搬出土量 m ³	搬出土量 m ³	無	
対策方法	【措置】原位置分解 (化学処理)	【措置】原位置分解 (化学処理)	無	
溶出基準に適合しない土壌が帯水層に接する場合、汚染の拡大を防止するために必要な措置	含有量基準超過のため非該当 掘削深度は、地下水位より上方 (1m以上) である。 掘削深度は、地下水位より上方であるが、その差が1m未満であるため、地下水が確認された場合は以下 (①～⑦から選択) の対策を講じた。 ● 帯水層に触れるため、以下 (①～⑦から選択) の対策を講じる。 ① 観測井戸を設置し、釜場排水により地下水位の管理及び地下水の水質の監視を行う。 ② 観測井戸を設置し、揚水井戸により地下水位の管理及び地下水の水質の監視を行う。 ③ 観測井戸を設置し、地下水位の管理を行う。 (埋立地管理区域の場合) ④ 観測井戸を設置し、地下水の水質の監視を行う。 (埋立地管理区域の場合) ⑤ 準不透水層の深さまで遮水壁 (鋼矢板、ケーシング等) を設置する。 ⑥ 第二帯水層以深を掘削するため、第一帯水層直下の準不透水層まで遮水壁を設置し、かつ下位帯水層への汚染拡散防止措置を講じ、施工終了時に準不透水層の回復を行う。 ⑦ その他 (備考欄に詳細を記入すること) ● 観測井戸設置のため、Appendix-7に従い施工を行う。 解除手続き中、または掘削除去後の2年間地下水モニタリング中 ● その他 (備考欄に詳細を記入すること)	含有量基準超過のため非該当 掘削深度は、地下水位より上方 (1m以上) であった。 掘削深度は、地下水位より上方であるが、その差が1m未満であるため、地下水が確認された場合は以下 (①～⑦から選択) の対策を講じた。 ● 帯水層に触れるため、以下 (①～⑦から選択) の対策を講じた。 ① 観測井戸を設置し、釜場排水により地下水位の管理及び地下水の水質の監視を行った。 ② 観測井戸を設置し、揚水井戸により地下水位の管理及び地下水の水質の監視を行った。 ③ 観測井戸を設置し、地下水位の管理を行った。 (埋立地管理区域の場合) ④ 観測井戸を設置し、地下水の水質の監視を行った。 (埋立地管理区域の場合) ⑤ 準不透水層の深さまで遮水壁 (鋼矢板、ケーシング等) を設置した。 ⑥ 第二帯水層以深を掘削するため、第一帯水層直下の準不透水層まで遮水壁を設置し、かつ下位帯水層への汚染拡散防止措置を講じ、施工終了時に準不透水層の回復を行った。 ⑦ その他 (備考欄に詳細を記入すること) ● 観測井戸設置のため、Appendix-7に従い施工を行った。 解除手続き中、または掘削除去後の2年間地下水モニタリング中 ● その他 (備考欄に詳細を記入すること)		
備考	原位置浄化 (薬剤注入機拌)	原位置浄化 (薬剤注入機拌)		

変更有無	変更理由	実施内容	計画内容
無		掘削土の仮置き・埋戻し 同一契機での土壌調査(当該区域において指定を受けるに至った土壌汚染状況調査)において基準適合が確認された土壌により埋め戻した。 区域間移動した土壌により埋め戻した。 (埋立地特例区域、自然由来特例区域) 飛び地間移動した土壌により埋め戻した。 平成31年環境省告示第6号に基づく分析で基準適合を確認した土壌により埋め戻した。 同一契機の地歴調査により汚染のおそれがないことが確認された場内土壌により埋め戻した。 該当なし(掘削を行わない場合、埋戻しをしない場合、今後予定している新築等別工事に際して埋戻しを行う場合) その他(備考欄に詳細を記入すること) 備考	掘削土の仮置き・埋戻し 同一契機での土壌調査(当該区域において指定を受けるに至った土壌汚染状況調査)において基準適合が確認された土壌により埋め戻す。 区域間移動した土壌により埋め戻す。 (埋立地特例区域、自然由来特例区域) 飛び地間移動した土壌により埋め戻す。 平成31年環境省告示第6号に基づく分析で基準適合を確認した土壌により埋め戻す。 同一契機の地歴調査により汚染のおそれがないことが確認された場内土壌により埋め戻す。 該当なし(掘削を行わない場合、埋戻しをしない場合、今後予定している新築等別工事に際して埋戻しを行う場合) その他(備考欄に詳細を記入すること) 備考
無		汚染状態の変更 舗装厚等の検尺写真及び断面図 (含有量基準超過が表層に残置される場合) 交付者による管理票の確認 ● 写真 ● 検尺による出来形確認 ● 地下水のモニタリング ● 土壌分析(原位置浄化時のチェックボーリング) その他(備考欄に詳細を記入すること) 備考	汚染状態の変更 舗装厚等の検尺写真及び断面図 (含有量基準超過が表層に残置される場合) 交付者による管理票の確認 ● 写真 ● 検尺による出来形確認 ● 地下水のモニタリング ● 土壌分析(原位置浄化時のチェックボーリング) その他(備考欄に詳細を記入すること) 備考
無		搬出先① 施設名称 所在地	搬出先① 施設名称 所在地

	計画内容	実施内容	変更有無	変更理由
工事工期	開始日 令和7年4月10日 完了日 令和7年5月21日	開始日 令和7年4月14日 完了日 令和7年5月22日	有	解体工事の日程がずれたため
環境保全対策	<ul style="list-style-type: none"> ● お知らせ看板 ● 仮囲いの設置 ● 散水 ● シート養生 ● 敷鉄板 コンテナ(内袋付)やフレコンバック(内袋付)を使用した汚染土壌運搬 防塵用フェンス・ネットの設置 負圧テントの設置、排ガス処理 ● 粉塵又は有害物質濃度等の周辺環境の監視(大気モニタリング) 搬出車両の洗浄 排水処理施設の設置、排水分析 運搬時の被覆(シート被覆等) 運搬時の積載状況の随時確認 ● 低騒音、低振動の機械の使用 ● 作業員の衛生管理(靴の洗浄等) その他(備考欄に詳細を記入すること) 備考 	<ul style="list-style-type: none"> ● お知らせ看板 ● 仮囲いの設置 ● 散水 ● シート養生 ● 敷鉄板 コンテナ(内袋付)やフレコンバック(内袋付)を使用した汚染土壌運搬 防塵用フェンス・ネットの設置 負圧テントの設置、排ガス処理 ● 粉塵又は有害物質濃度等の周辺環境の監視(大気モニタリング) 搬出車両の洗浄 排水処理施設の設置、排水分析 運搬時の被覆(シート被覆等) 運搬時の積載状況の随時確認 ● 低騒音、低振動の機械の使用 ● 作業員の衛生管理(靴の洗浄等) その他(備考欄に詳細を記入すること) 備考 	無	
備考	備考	備考	無	

計画内容	実施内容	変更有無	変更理由
<p>条例における地下水汚染拡大防止区域に対する対策の報告</p> <p>都条例に關わる届出の有無</p> <p>有 (条例のみの届出) ※「有」の場合、以下の項目についても記載をお願いします。</p>			
<p>東京都土壌汚染対策指針に定める地下水汚染拡大防止区域の該当の有無</p> <p>有</p> <p>※対象地または対象地境界において第二溶出量基準超過または第二地下水基準超過があり、かつ、都条例規則第55条第3項に定める土地に該当しない場合は「有」を選択してください。</p>			
<p>代表地点における地下水調査における地下水基準超過の有無</p> <p>基準超過</p> <p>※「第二地下水基準超過」の場合で措置として地下水の水質の継続監視のみを選択した場合、期間の定めがなくなりま</p>			
<p>地下水汚染拡大防止区域における地下水基準超過の有無</p> <p>基準超過</p>			
<p>対象地境界における地下水調査での地下水基準超過の有無</p> <p>有</p> <p>※「第二地下水基準超過」の場合、地下水の継続監視 (単独での措置) は選択できません。</p>			
<p>地下水汚染拡大防止区域に対する措置</p>	<p>土壌汚染の除去 (汚染土壌の掘削による除去)</p> <p>● 土壌汚染の除去 (原位置での浄化による除去)</p> <p>一定濃度を超える土壌汚染の除去 (第二溶出量を超える汚染土壌の掘削による除去)</p> <p>一定濃度を超える土壌汚染の除去 (第二溶出量を超える汚染土壌の原位置での浄化による除去)</p> <p>一定濃度を超える土壌汚染の除去 (第二地下水基準を超える地下水の浄化)</p> <p>封じ込め (原位置封じ込め)</p> <p>封じ込め (遮水工封じ込め)</p> <p>封じ込め (遮断工封じ込め)</p> <p>不溶化 (原位置不溶化)</p> <p>不溶化 (不溶化埋戻し)</p> <p>地下水汚染の拡大の防止 (揚水施設による地下水汚染の拡大の防止)</p> <p>地下水汚染の拡大の防止 (透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止)</p> <p>地下水の水質の継続監視 (単独での措置)</p> <p>測定頻度</p> <p>地下水の水質の継続監視 (他の措置と同時実施)</p> <p>測定頻度</p> <p>土壌入換え (区域外土壌入換え)</p> <p>土壌入換え (区域内土壌入換え)</p> <p>その他 (備考に記載する)</p> <p>備考</p>	無	

	計画内容	実施内容	変更有無	変更理由
措置が適切に実施されたことの確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 検尺等による出来高確認 ● 土壌分析（原位置浄化時のチェックボーリング） ● 交付者による管理票の確認 ● 地下水のモニタリング 構造物に囲まれた範囲に観測井を設け、地下水等の侵入がないことの確認 その他（備考に記載する）	<ul style="list-style-type: none"> ● 検尺等による出来高確認 ● 土壌分析（原位置浄化時のチェックボーリング） ● 交付者による管理票の確認 ● 地下水のモニタリング 構造物に囲まれた範囲に観測井を設け、地下水等の侵入がないことの確認 その他（備考に記載する）	無	
措置の完了の要件を満たすことの確認	備考 ①地下水測定（1年に4回以上定期的に地下水を採取し、第二地下水地帯基準以下である状態が2年間継続継続することの確認） ②地下水測定（1回以上地下水を採取し、第二地下水基準以下であることの確認） ● ③地下水測定（汚染土壌を全量除去し、汚染土壌がなくなったことの確認として地下水モニタリングを実施） 上記①～③を選択した場合、地下水測定の終期に、対象地境界において地下水を採取し、第二地下水基準以下であることの確認 ④措置として地下水の水質の継続監視を選択したため、引き続き地下水継続監視を行う。 その他（備考に記載する）	備考 ①地下水測定（1年に4回以上定期的に地下水を採取し、第二地下水地帯基準以下である状態が2年間継続継続することの確認） ②地下水測定（1回以上地下水を採取し、第二地下水基準以下であることの確認） ● ③地下水測定（汚染土壌を全量除去し、汚染土壌がなくなったことの確認として地下水モニタリングを実施） 上記①～③を選択した場合、地下水測定の終期に、対象地境界において地下水を採取し、第二地下水基準以下であることの確認 ④措置として地下水の水質の継続監視を選択したため、引き続き地下水継続監視を行う。 その他（備考に記載する）	無	
措置完了後に条例上の要管理区域に設定される区画の有無	無 区画名： AI-1	無 区画名： AI-1	無	
措置完了後に条例上の区域設定がなくなる区画の有無	有 区画名：	有 区画名：	無	
本報告後の地下水の継続監視の実施計画	5年間の地下水モニタリング 終期の設定のない、地下水モニタリング			
※単独の措置として地下水の継続監視を選択した場合、記入する備考	※モニタリング終了後、措置の完了の確認がされ、要管理区域に設定される場合や、汚染土壌がなくなったことの確認がされ、区域設定がなくなる場合には、第31号様式または第33号の2様式の届出の提出が必要です。			

6. 土壌汚染措置対策完了確認

6-1 原位置浄化措置（SmartCap 工法による酸化還元脱塩素分解処理）の完了確認

①酸化還元脱塩素分解処理土壌の浄化確認 <原位置浄化措置施工後約 14 日経過>
 酸化還元脱塩素分解処理を施した土壌を一定期間養生後、浄化確認のためボーリングにより試料採取を行い、計量証明機関にて浄化確認分析（公定法）を行った結果、土壌溶出量基準値に適合した状態であることを確認した。
 浄化確認分析の結果を下記の表-3 及び 13 ページ図-6 にまとめる。
 なお、試料採取地点は土壌調査地点と同じ地点とし、試料採取深度は表層、深さ 0.5 m、GL-1.0m～GL-5.0mまでの 1m深度毎の計 7 検体とした。

表-3 浄化確認分析調査結果表 (mg/L)

調査区画		A1-1 区画(TP+33.09m)				
調査項目		テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1, 1-ジクロロエチレン	1, 2-ジクロロエチレン	クロロエチレン
調査深度						
表層	TP+33.09m ～ TP+33.04m	0.0006	不検出	不検出	不検出	不検出
GL-0.5m	TP+32.59m	0.0003	不検出	不検出	不検出	不検出
GL-1.0m	TP+32.09m	0.0003	不検出	不検出	不検出	不検出
GL-2.0m	TP+31.09m	0.0013	不検出	不検出	不検出	不検出
GL-3.0m	TP+30.09m	0.0014	不検出	不検出	不検出	不検出
GL-4.0m	TP+29.09m	0.0008	不検出	不検出	不検出	不検出
GL-5.0m	TP+28.09m	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
溶出量基準値		0.01	0.01	0.1	0.04	0.002
試料採取日	令和 7 年 5 月 15 日					

以上の結果から、本措置対策範囲に存在していた汚染物質であるテトラクロロエチレン、トリクロロエチレンは酸化還元脱塩素分解処理もより全量除去されたと判断し、原位置浄化工事を完了した。

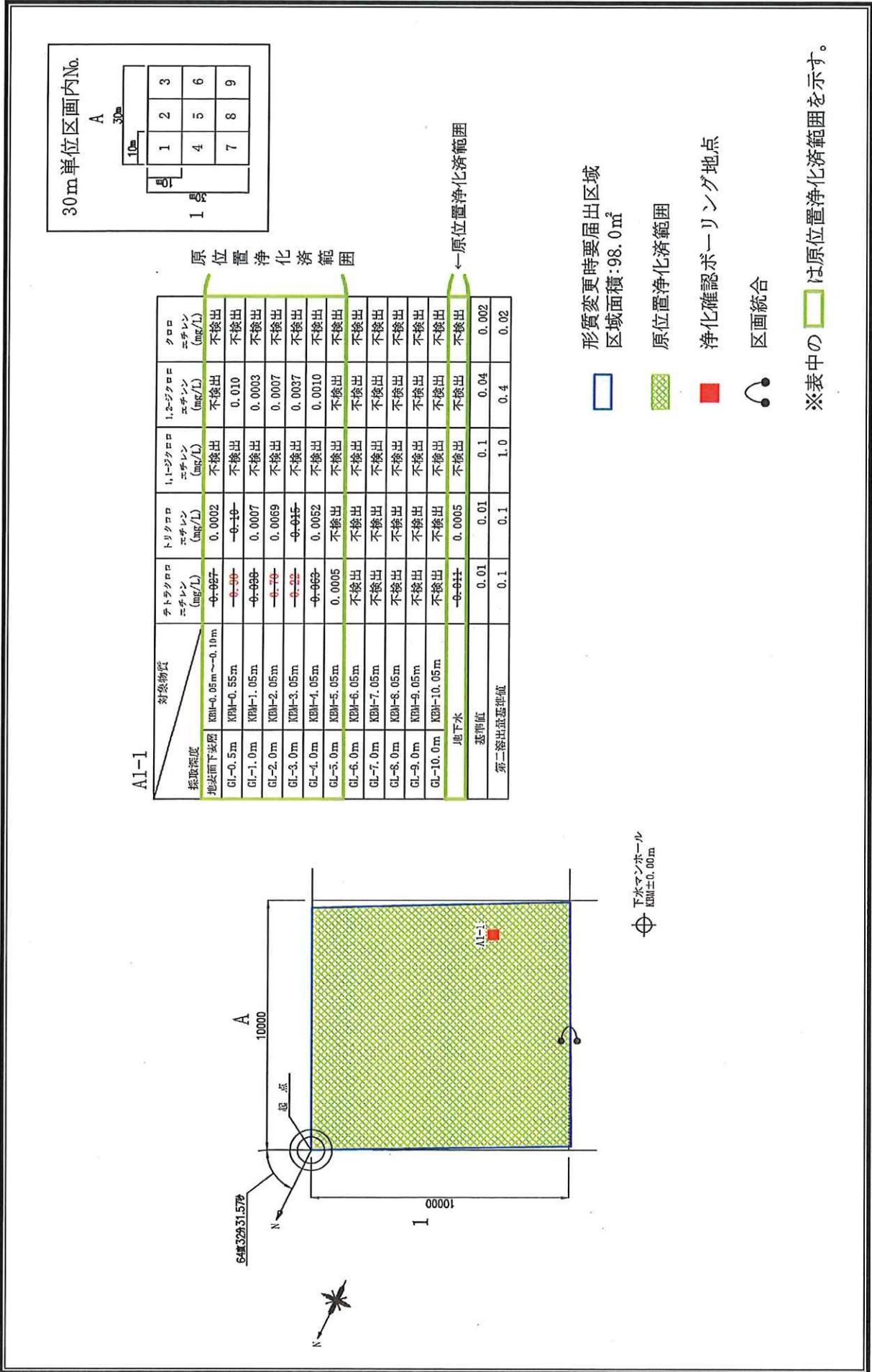


図-6 浄化確認ボーリング調査結果図

②水質測定

措置の効果の浄化確認終了時、テトラクロロエチレン及び分解生成物の地下水濃度を測定した。

水質測定の結果、調査対象物質である「テトラクロロエチレン」、「トリクロロエチレン」「1, 1-ジクロロエチレン」、「1, 2-ジクロロエチレン」、「クロロエチレン」すべての調査対象物質が地下水基準に適合した状態であることを確認した。

水質測定の結果について下記の表-4 及び 13 ページ図-6 にまとめる

なお、水質測定結果については下記の表-5 のとおり、引き続き 1 年に 4 回以上定期的に測定し、地下水基準に適合した状態が 2 年以上継続していることを確認後、措置完了報告として練馬区長へ報告する。

表-4 地下水分析結果一覧表 (mg/L 以下)

調査項目 調査区画	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1, 1-ジクロロエチレン	1, 2-ジクロロエチレン	クロロエチレン	孔内水位
A1-1	0.0026	不検出	不検出	不検出	不検出	GL-6.85m
地下水基準値	0.01(mg/L)	0.01(mg/L)	0.1(mg/L)	0.04(mg/L)	0.002(mg/L)	
試料採取日	令和 7 年 5 月 15 日					

表-5 地下水の水質測定計画

水質測定計画項目	内 容
水質測定の対象	地下水質、地下水位
対 象 物 質	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、クロロエチレン
水質測定地点	区域指定範囲内の地下水下流側
水質測定頻度	年 4 回以上、2 年間で 8 回以上
測 定 方 法	公定法
測 定 者	イズミ環境サービス株式会社
管理基準値	テトラクロロエチレン: 0.01 mg/L、トリクロロエチレン: 0.01 mg/L、1,2-ジクロロエチレン: 0.04 mg/L、1,1-ジクロロエチレン: 0.1 mg/L、クロロエチレン: 0.002 mg/L

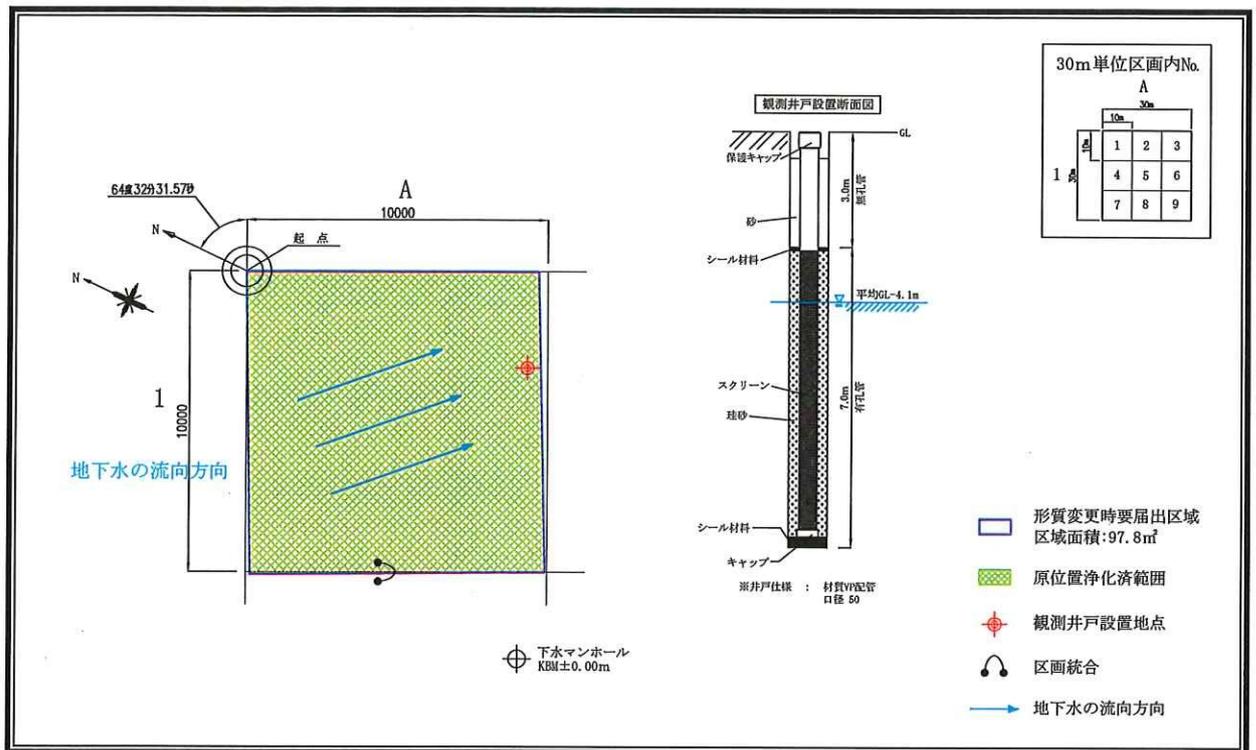
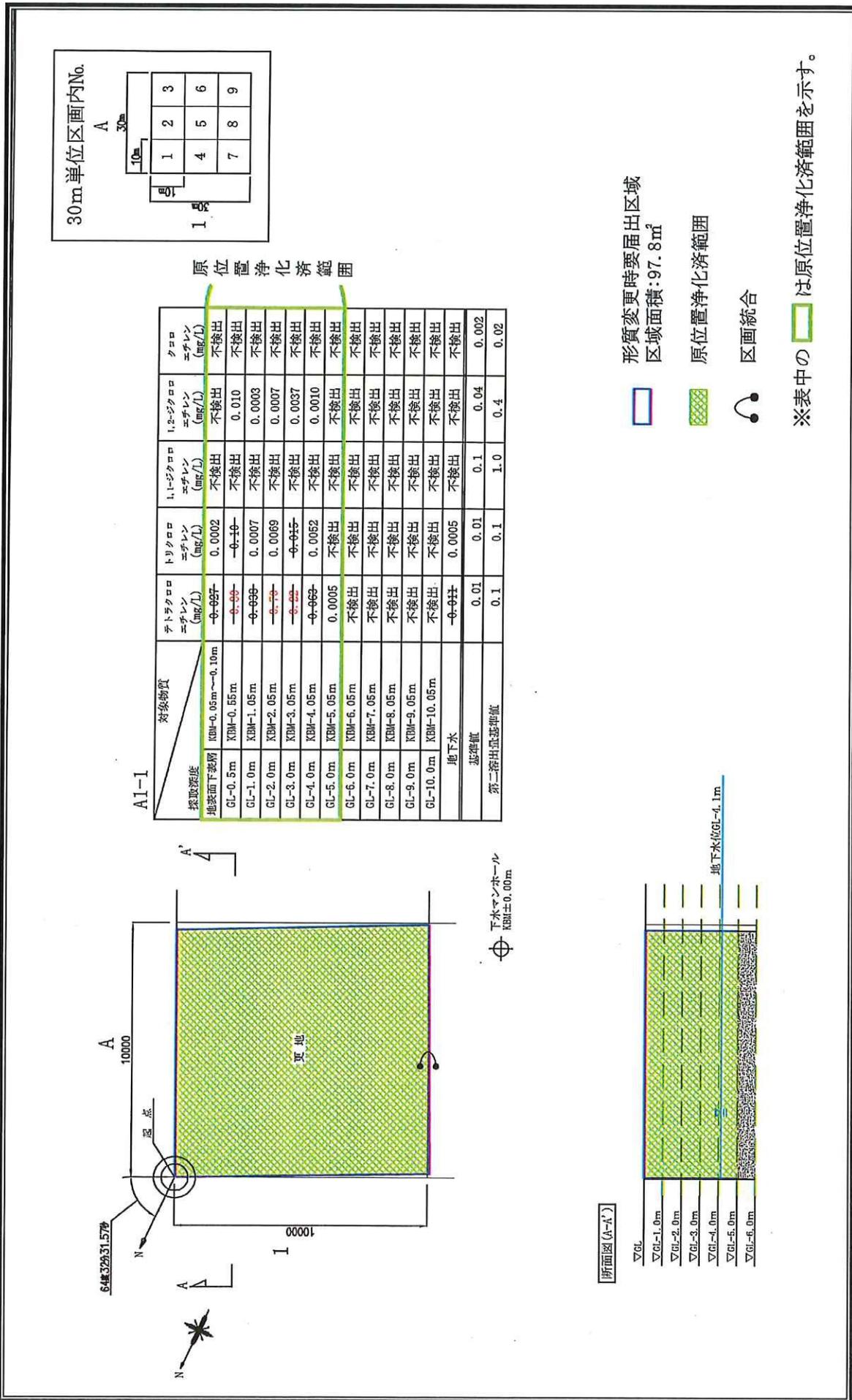


図-7 観測井戸設置平面及び断面図



図一8 措置の終了後における形質変更時要届出区域の状況を明らかにした平面及び断面図